

令和4年4月 文部科学省の通知

# 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」

- ▶ 支援学級に在籍している児童生徒については、**原則として週の授業時数の半分以上を目安として**、支援学級で一人ひとりの障がいの状況や発達段階に応じた授業を行うこと
- ▶ 「交流及び共同学習」を行う場合は、各教科等の**授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感がある、充実した時間をすごしていることが重要**
- ▶ 支援学級に在籍して、その学年の各教科等の学習をしている児童生徒が、**大半の時間を「交流及び共同学習」として学んでいる場合は、学びの場の変更も検討すること**

# 将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども

(門真市教育振興基本計画2021より)

## 学校における 支援教育体制の構築

### ★一人ひとりのオーダーメイド教育★

#### 子ども一人ひとりの力をのばす 【支援学級での学びの充実】

- 個別の教育支援計画・指導計画の活用
  - ①丁寧なアセスメント
  - ②適切な目標の設定
  - ③目標に合わせた学習活動
  - ④評価を行い、次の学習に活かす
- 自立活動の充実
- 支援学級という少人数の中での学習

### ★ユニバーサルデザインの視点★

#### 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進 【交流及び共同学習の充実】

- 支援学級担任と授業者の連携
  - ①一人ひとりの子どもの目標共有
  - ②目標に合わせた学習活動の実施
  - ③評価を行い、次の学習に活かす
- 「学び」がある共同学習の実施
- 通常の学級という集団の中での学習

それぞれで  
つけた力を活かす

### 合理的配慮・・・障がいの有無にかかわらずどの子ども同じように教育を受けられるように変更したい調整したいすること

- ・まぶしさの軽減のためカーテンを取り付け
- ・見やすさ・聞こえやすさを考慮した座席配置
- ・ロジャーマイクの活用
- ・拡大レンズの活用
- ・視覚支援（1日のスケジュールを掲示、絵や写真、ICT機器の活用など）
- ・書字に困難さを感じている場合に板書を撮影し提供
- ・運動制限がある場合の体育の課題設定
- ・クールダウンのための小部屋の確保
- ・医療的ケアが必要な場合の看護師の配置
- など